

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公開番号】特開2008-288765(P2008-288765A)

【公開日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2007-130348(P2007-130348)

【国際特許分類】

H 04 N 5/44 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2006.01)

H 04 H 60/11 (2008.01)

H 04 H 60/27 (2008.01)

H 04 B 1/16 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/44 H

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 H 1/00 6 0 9

H 04 H 1/00 6 2 5

H 04 B 1/16 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月14日(2010.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放送波からトランスポートストリームを選局するチューナ部と、

前記チューナ部で選局されたトランスポートストリームから映像・音声情報を抽出するデマルチプレクス部と、

前記映像・音声情報を復号する映像・音声デコード部と、

前記チューナ部、前記デマルチプレクス部および前記映像・音声デコード部から得られる情報に基づき、選局中のトランスポートストリームの受信状態が受信不可か否かを検出する受信不可検出部と、

各系列局とそれら各系列局が放送するトランスポートストリームとの対応関係を格納した周波数リストデータベース部と、

前記受信不可検出部が受信不可を検出した場合に、前記周波数リストデータベース部に格納された前記対応関係を参照して、各系列局が放送するトランスポートストリームのうち、その受信不可になったトランスポートストリームと同じ系列局のトランスポートストリームを優先的に前記チューナ部に選局させる選局処理部と、

を備えることを特徴とするデジタル放送受信装置。

【請求項2】

前記周波数リストデータベース部は、前記対応関係をダウンロードして取得することで、前記対応関係の内容を更新することを特徴とする請求項1記載のデジタル放送受信装置。

【請求項3】

前記対応関係は、各送信所とその送信所から送信されるトランスポートストリームのト

ransport Stream 識別および物理チャンネルとの対応関係を含み、

前記選局処理部は、

前記受信不可検出部が受信不可を検出した場合に、前記周波数リストデータベース部の前記対応関係を参照し、その受信不可になったトランsportストリームのトランsportストリーム識別および物理チャンネルに基づき、その受信不可になったトランsportストリームを送信していた送信所を特定する受信中送信所特定部と、

近隣送信所情報を格納した所定の近隣送信所データベース部を参照して、前記受信中送信所特定部により特定された送信所の近隣に在る近隣送信所を特定し、それの中から、前記受信不可になったトランsportストリームと同じ系列局のトランsportストリームを送信する近隣送信所を抽出する近隣送信所抽出部と、

前記近隣送信所抽出部により抽出された近隣送信所から送信される前記トランsportストリームを前記チューナ部に選局させる選局制御部と、

を備える特徴とする請求項 1 に記載のデジタル放送受信装置。

【請求項 4】

前記近隣送信所情報は、送信所所在地郵便番号から各送信所間の距離をデータベース化したものであり、

前記近隣送信所抽出部は、前記近隣送信所情報を参照し、前記受信中送信所特定部により特定された送信所の送信所所在地郵便番号に基づき、その送信所の近隣に在る近隣送信所を特定することを特徴とする請求項 1 ~ 3 の何れかに記載のデジタル放送受信装置。

【請求項 5】

前記近隣送信所が抽出した各近隣送信所には選局優先順位が対応付けられており、

前記選局制御部は、前記近隣送信所抽出部が近隣送信所を複数抽出した場合は、それらの中で前記選局優先順位の最も高いものが送信する当該トランsportストリームから順に前記チューナ部に選局させ、前記選局優先順位は受信できたトランsportストリームを送信する近隣送信所の選局優先順位を、それらの中で最も高くなる様に変更することを特徴とする請求項 3 に記載のデジタル放送受信装置。